

別紙

諮問第1043号

答 申

1 審査会の結論

「2016年〇月〇日に〇〇部〇〇課〇〇班が都立〇〇高校定時制に係る公益通報の件で都立〇〇高校または〇〇学校経営支援センターに指示した文書及び2016年〇月〇日に〇〇部〇〇課〇〇班が都立〇〇高校定時制に係る公益通報の件で都立〇〇高校または〇〇学校経営支援センターから収受した文書」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「2016年〇月〇日に〇〇部〇〇課〇〇班が都立〇〇高校定時制に係る公益通報の件で都立〇〇高校または〇〇学校経営支援センターに指示した文書及び2016年〇月〇日に〇〇部〇〇課〇〇班が都立〇〇高校定時制に係る公益通報の件で都立〇〇高校または〇〇学校経営支援センターから収受した文書」の開示請求に対し、東京都教育委員会が平成28年4月21日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

東京都情報公開条例により、請求対象の文書が開示された場合でも通報を行った者（以下「通報者」という。）に係る個人情報が開示できないので個人の権利利益が害される恐れはない。

請求対象の文書は公益通報窓口弁護士から通報者（当該審査請求者）に通知された結果の文書にもとづいており、また東京都教育委員会公益通報弁護士窓口の設置に関する要綱7条の遂行結果として存在が明らかである。

請求対象文書が開示されることにより、教職員の職務の遂行に係る法令違反等の不正行為の事実の発見者が通報を躊躇う等のことはまったく考えられず、むしろ逆に東京都教育委員会の公益通報制度の透明性が高まるため通報に際しての躊躇を解消する効果が期待できる。

イ 意見書

(ア) 本件審議においては下記の2点を踏まえて審議をお願いする。

- a 判断の根拠とした文書を明示すること。（口頭聴取については口頭聴取の実施記録を明示すること。）
- b 審査請求人提示の争点は漏れなく審議し答申書に説明を明記すること。

(イ) 当該開示請求は都立〇〇高等学校定時制課程の教諭に係る個人情報の開示を求めたものではなく、東京都教育委員会公益通報弁護士窓口の設置に関する要綱で定める職務の遂行結果を求めたものである。したがって、条例7条2号ハによって、実施機関による当該非開示処分は取り消されるべきである。

(ウ) 実施機関の意見「公益通報制度の適正な運用に支障のおそれがあるため条例7条6号により非開示とした」については、公益通報制度に係る事務が東京都教育委員会公益通報弁護士窓口の設置に関する要綱1条により、法令順守の推進のための事務と規定されているため、当該事務は条例7条6号で規定される行政運営情報の非開示要件には含まれない。よって、実施機関の主張には法的根拠がなく、実施機関による当該非開示処分は取り消されるべきである。

(エ) 条例10条について、条例及び情報公開事務の手引（抄）では、存否応答拒否の例として特定個人の病歴の情報、特定企業の技術開発情報、犯罪の内偵監査に関する情報を挙げている。公益通報制度に係る事務は東京都教育委員会公益通報弁護士窓口の設置に関する要綱1条により、教育庁、教育事務所、教育庁出張所、事業所及び都立学校における法令順守の推進のための事務であるので、条例10条の適用には無理がある。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書による実施機関の説明を要約すると、以下のとおりである。

本件開示請求に係る内容（以下「本件請求内容」という。）は、都立〇〇高等学校定時制課程の〇〇に係る公益通報に関するものである。

本件請求内容は、通報者及び被通報者の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例7条2号に該当する。

また、東京都教育委員会公益通報弁護士窓口の設置に関する要綱（平成25年4月23日25教総総第136号。以下「要綱」という。）13条2項において「通報者その他関係者のプライバシーに十分に配慮し、知り得た秘密は厳守しなければならない。」と規定されており、もし第三者に開示されることが前提となると、今後、同種の通報が発生した場合に、関係者からの事情聴取等による適切な調査が困難となるなど、公益通報制度の適正な運用に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当する。

さらに、本件開示請求に対し対象公文書の存否を答えること自体が、条例7条2号及び同条6号の規定に基づき非開示とすべき特定個人に対する通報に関する情報を開示することと同様の結果となる。

以上のことから、東京都教育委員会では、本件請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することになるため、条例10条により文書の存在を明らかにしないで非開示とする本件処分を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年10月31日	諮問

平成29年10月31日	新規概要説明（第183回第一部会）
平成29年11月9日	実施機関から理由説明書收受
平成29年11月21日	審査請求人から意見書收受
平成29年11月22日	審議（第184回第一部会）
平成29年12月20日	審議（第185回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都教育委員会における公益通報制度について

東京都教育委員会では、要綱に基づき法令順守（コンプライアンス）の推進に資することを目的として、「公益通報弁護士窓口」を設置している。

平成28年（2016年）当時における公益通報制度では、通報者の範囲は職員・学校関係者であり、通報者から都立学校教職員等の職務の執行に関する法令違反について公益通報があった場合には、弁護士窓口から東京都教育委員会窓口（以下「教育庁窓口」という。）へ通報の報告がなされる。報告を受理した教育庁窓口は、必要に応じて関係する部所担当課に調査を行うよう指示するとともに、調査の結果、通報対象事実があると認められた場合は、是正措置及び再発防止措置（以下「是正措置等」という）についても併せて報告するよう指示する。関係する部所担当課は、調査又は是正措置等を行うに当たり、当該事案に関係する課、学校経営支援センター及び都立学校等と連携して対応する。

イ 本件請求文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「2016年〇月〇日に〇〇部〇〇課〇〇班が都立〇〇高校定時制に係る公益通報の件で都立〇〇高校または〇〇学校経営支援センターに指示した文書及び2016年〇月〇日に〇〇部〇〇課〇〇班が都立〇〇高校定時

制に係る公益通報の件で都立〇〇高校または〇〇学校経営支援センターから收受した文書」(以下「本件請求文書」という。)である。

実施機関は、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条2号及び6号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例10条に基づきその存否を明らかにせずに関示請求を拒否する決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報(8条及び9条に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

条例10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

エ 本件請求文書の存否応答拒否の妥当性について

審査会が本件請求内容を確認したところ、開示請求書に特定の個人名の記載はな

いものの、当該公益通報に係る都立高等学校、学校経営支援センター及び東京都教育委員会における関係課（以下「高等学校等」という。）並びに文書により指示したとされる日付及び文書を収受したとされる日付を特定して請求が行われていた。

仮に高等学校等に係る公益通報がなされていたという事実が存する場合、本件請求文書の存否を明らかにすることによって、請求件名に記載されている高等学校等の名称並びに文書により指示したとされる日付及び文書を収受したとされる日付により、高等学校等の関係者など一定範囲の者には通報者が特定される可能性を否定できない。よって、本件請求文書の存否に関する情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、特定個人が公益通報を行ったか否かということは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イに該当せず、公務員の職務遂行の内容に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハにも該当しない。さらに、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

以上のことから、本件請求文書の存否を明らかにすることにより、条例7条2号に該当する非開示情報を開示することとなると認められるので、条例7条6号該当性を判断するまでもなく、条例10条の規定により本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、条例に定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的のいかんを問わず請求を認めるものであり、開示・非開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないことから、仮に本件請求文書の存否に関する情報が審査請求人自身の行った公益通報であったとしても、そのことが審査会の条例7条2号該当性の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも